

株式会社エニグモ定款

定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、株式会社エニグモと称し、英文では、E n i g m o I n c. と表示する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. インターネット等のネットワークを利用したコンテンツ等の企画・開発・管理運用・販売
2. コンピューターネットワークシステムの管理
3. コンピュータープログラムソフトの開発・販売
4. コンピューターネットワークに関するコンサルティング
5. 著作権、著作隣接権、意匠権、商標権、工業所有権の取得及びその管理運用
6. 広告宣伝に関する企画、制作及び広告代理業
7. 広告宣伝の情報媒体の販売
8. マーケティングに関するコンサルタント業
9. マーケットリサーチ及びデータの分析と提供サービス
10. 磁気テープ・磁気ディスク・電子部品・デバイス製品等の製造・販売・輸出入業
 11. 一般雑貨等に関する新品又は中古品の販売及び輸出入業
 12. 有価証券の運用、投資、売買、保有
 13. 人材紹介・人材派遣事業
 14. 旅行業
 15. 前各号で提供する情報の出版
 16. 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都港区に置く。

(機関)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、11,960万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- ③ 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱い及びその手数料は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に隨時これを招集する。

- ② 当会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができます。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年1月31日とする。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、代表取締役（複数の場合には、あらかじめ取締役会で指定された代表取締役とする。）がこれを招集し、その議長となる。

- ② 前項の代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

- ② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(決議方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

② 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第18条 当会社の取締役は、11名以内とする。

② 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(選任方法)

第19条 取締役は、株主総会において、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。

② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

④ 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(任期)

第20条 取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後1年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結

の時までとする。

- ② 増員又は補欠として選任された取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。
- ③ 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- ④ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役会の招集及び議長)

第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役（複数の場合には、あらかじめ取締役会で指定された代表取締役とする。）がこれを招集し、その議長となる。

- ② 前項の代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第23条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)

第24条 当会社は、会社法第399条の13第6項により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(代表取締役及び役付取締役)

第25条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

- ② 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役最高経営責任者（C E O）1名以上を定め、必要に応じて、取締役最高執行責任者（C O O）、取締役最高財務責任者（C F O）、取締役最高技術責任者（C T O）各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。
- ③ 取締役最高経営責任者（C E O）は会社の業務を統括する。
- ④ 取締役最高執行責任者（C O O）、取締役最高財務責任者（C F O）、取締役最高技術責任者（C T O）、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役は取締役最高経営責任者（C E O）を補佐して会社業務を分掌、執行する。

（取締役会規程）

第26条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（報酬等）

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受けれる財産上の利益は、株主総会の決議をもって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して定める。

（取締役との責任限定契約）

第28条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（会社法第2条第15号イに定める業務執行取締役等であるものを除く。）との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、月額報酬2年分の合計金額又は法令が定める金額のいずれか高い額とする。

（相談役及び顧問）

第29条 取締役会の決議により相談役及び顧問を置くことができる。

第5章 監査等委員会

（常勤の監査等委員）

第30条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規則)

第32条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第6章 計 算

(事業年度)

第33条 当会社の事業年度は、毎年2月1日から翌年1月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第34条 当会社の期末配当の基準日は、毎年1月31日とする。

- ② 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第35条 当会社は、取締役会の決議により、毎年7月31日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第36条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないとときは、当会社はその支払義務を免れる。

- ② 未交付の配当財産には利息をつけないものとする。

(附則)

(変更の効力発生日)

第1条 定款第12条(招集)第2項の新設は、産業競争力強化法等の一部

を改正する等の法律（令和3年法律第70号）の定めにより、当会社が実施する完全電子化による株主総会が、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた日から効力を生ずるものとする。

- ② 本条の規定は、効力発生日経過後にこれを削除する。

(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)

第2条 定款第15条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。

- ② 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。
- ③ 本条の規定は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

(監査等委員会設置会社移行前の監査役の責任限定契約の経過措置)

第3条 2022年1月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結前に社外監査役（社外監査役であった者を含む。）と締結済の責任限定契約については、なお当該定時株主総会の終結に伴う変更前の定款第36条の定めるところによる。

以上

最終改正日 2022年4月28日